

女性部会規約

公益社団法人 麴町法人会

(名 称)

第1条 本部会は、公益社団法人麴町法人会（以下「本会」という）女性部会と称し、事務局を本会事務局に置く。

(目 的)

第2条 本部会は、法人会活動に協力するとともに、部会員の知識、教養をたかめ部会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(部員の資格)

第3条 本部会は、本会会員（会員会社）で本部会の趣旨に賛同する女性をもって構成する。

(事 業)

第4条 本部会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (2) 経理、税務に関する知識の向上を図るため、研修会、講演会等を開催する。
- (3) 部会員の教養を高め、相互の親睦を図るため、諸会合、見学会などを行う。
- (4) 法人会活動を活発化するため、組織の拡充、体質の強化に協力する。
- (5) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(入会・退会)

第5条 本部会の入会・退会は、所定の手続きによる。

(役 員)

第6条 本部会に次の役員を置く。

部会長	1名	副部会長	若干名	幹 事	若干名
会 計	3名以内	顧 問	若干名	相談役	若干名

第7条 部会長は部会総会において、部会員の中から選出し、法人会会長がこれを委嘱する。他の役員は部会長が選任指名する。

- (2) 役員の内任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 部会長は、本部会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- (3) 幹事は、部会の運営を協議し、処理する。

(会 議)

第9条 会議は、部会長がこれを召集し議長となる。

- (2) 総会および役員会は、出席者の過半数の同意を得て議決する。
- (3) 部会議において議決した事項は、法人会会長に報告しなければならない。
- (4) 通常総会は毎年4月25日までに開催することとする。

(会 計)

第10条 本部会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- (2) 本部会の経費は、本会助成金をもってこれに充てる。ただし、必要と認められる場合は臨時会費を徴収することができる。

(承認)

第 11 条 本部会の収支予算および決算は、事業計画および事業報告とともに法人会会長に提出し、その承認を受けるものとする。

附 則

- 1 この規約の改廃は、部会総会で決議した上で、法人会会長の同意を得なければならない。
- 2 本規約に定められていない事項については、本会定款を準用する。
- 3 本規約は、昭和 56 年 1 月 19 日より施行する。
- 4 平成 11 年 4 月 2 日 一部改正
- 5 平成 25 年 5 月 28 日 第 6 条を改正